

住宅リフォーム補助金がさらに利用しやすくなりました

～補助金交付額が補助の上限に達するまで複数回申請できるようになりました
また、倒壊の危険性のあるブロック塀の取り壊しが補助対象になりました～

申請 問 建設課 都市計画係 ☎62-9216

地域の産業振興と、既存住宅における住環境の改善を目的として、町内業者に依頼して住宅リフォームを行う場合、費用の一部を補助する制度があります。

これまで、同一敷地内の建築物において補助が受けられるのは一回限りとなっていましたが、交付を受けた補助金の合計が補助上限の10万円に達するまで、何回でも申請ができるようになりました。既に補助金の交付を受けた方も対象となりますので、今年度、または過年度において既に補助金の交付を受けた方で、補助金の交付額が10万円に満たない方は、再度の申請をご検討ください。

また、倒壊の可能性のある危険なブロック塀等の取り壊しが新たに補助対象に加わりました。地震対策などで危険なブロック塀の取り壊しを検討している方もぜひご利用ください。

●補助制度の概要

【補助対象者】

- (1) 町内に住民登録をし、居住しているまたは居住しようとする方
(ただし、完了実績報告時に住民登録されている場合に限りです)
- (2) 町税等を滞納していない方

【対象建築物】

床面積が10平方メートルを超え、かつ次の条件をみたすもの。

- (1) 町民が町内に所有し、居住しているまたは居住しようとする個人住宅、併用住宅及び集合住宅の個人住宅部分。
※親または子（配偶者の親または子を含む）の所有する住宅に居住する場合は自己所有とみなします。
また、住宅には諏訪広域連合火災予防条例に定める基準により、火災報知器等が設置されている必要があります。
- (2) (1)の住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等及び、除去を必要とする倒壊の危険性のあるブロック塀。

【補助対象工事】

- ・平成30年度の工事で、工事に要する費用が10万円以上、かつ年度内に完了するもの。
- ・施工業者は町内業者に限ります。
- ・国、県、町の他事業で補助金交付の対象となる場合は対象となりません。
- ・倒壊の危険性のあるブロック塀の取り壊しも補助対象となります。

【補助金額】

補助対象工事に要する費用の100分の10に相当する金額で、1,000円未満は切り捨てます。ただし10万円を限度とします。なお、既に交付を受けた補助の合計額が補助上限の10万円に達しない場合、補助金額の合計が補助上限に達するまで何度でも申請が可能です。



ブロック塀等の安全点検をお願いします

問 諏訪建設事務所 建築課 ☎57-2923 / 建設課 都市計画係 ☎62-9216

6月18日に大阪府北部を震源として発生した地震によって、倒壊したブロック塀等による死亡事故が発生しました。

- 古いブロック塀…劣化や鉄筋の不足等により、地震発生時等に倒壊するおそれがあります。
- 新しいブロック塀…現行基準に適合していない場合があります。

塀の安全点検を行っていただき、傾きやひび割れといった劣化がみられる場合や、塀を補強する控え壁ひか かわがないなど基準に適合しない場合には、施工業者等の専門家に相談しましょう。

また、長野県では相談窓口を開設していますので、お気軽にお問い合わせください。